

○野辺地町子ども医療費給付条例

平成二十三年三月十五日

条例第十号

改正 平成二四年三月三〇日条例第八号

平成二四年六月一二日条例第一五号

(目的)

第一条 この条例は、子どもが医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用をその保護者に対して支給し、もって子育て支援に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「子ども」とは、年齢六歳に達する日以後の最初の四月一日から十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。

2 この条例において「保護者」とは、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条に規定する保護者で、現に子どもの生計を維持している者をいう。

3 この条例において「子ども医療費」とは、子どもが医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担に係る費用について助成するために、この保護者に対して支給する給付金をいう。

4 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
- 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
- 三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）
- 四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）
- 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）
- 六 私立学校職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

（平二四条例八・一部改正）

(給付の要件)

第三条 子ども医療費の給付は、本町に住所を有し、及び医療保険各法の被保険者又は被扶養者である子どもの保護者（規則で定める特別の理由により医療費を支払うことが困難であると町長が認めた場合を除き、その者の前年（一月から六月までの間に新たに次条の認定を受けようとする場合にあっては、前々年をいう。以下同じ。）の所得（児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第三条第一項並びに第四条第一項及び第二項の規定に基づいて算出した額をいう。以下同じ。））がその者の所得税法（昭和四十年法律第

三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びにその者の扶養親族等でない子どもでその者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて別表に定める額以上の者は除く。)に対してこれを行う。

(平二四条例八・一部改正)

(申請及び認定)

第四条 前条に規定する要件に該当する者は、子ども医療費の給付を受けようとするときは、町長に対し規則に定めるところにより申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し子ども医療費を給付する。

(受給資格証)

第五条 町長は、受給資格者に対し受給資格証を交付する。

2 受給資格者は、受給資格者が監護する子ども(以下「給付対象者」という。)が病院、診療所又は薬局(以下「医療機関等」という。)で医療の給付を受けるときは、受給資格証を提示するものとする。

(平二四条例八・一部改正)

(給付対象額)

第六条 子ども医療費の額は、診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)により算定した額から、医療保険各法の規定により保険者が当該医療費に関し負担すべき額及びその他医療に関する法令等の規定により国又は地方公共団体が負担した額(高額療養費及び高額介護合算療養費(以下「高額療養費等」という。))が世帯合算により算定された場合は当該世帯の高額療養費等の支給の基礎となる額に対する給付対象者の一部負担金の率を高額療養費等に乗じて得た額及び当該保険者が支給すべき療養費附加給付金がある場合は、その額を含む。)を控除した額とする。

(平二四条例八・一部改正)

(子ども医療費の給付方法)

第七条 子ども医療費は、子どもが医療の給付を受けた医療機関等からの請求に基づき、青森県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金青森支部を通じて、当該医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が医療保険の規定に基づく一部負担金を医療機関等に支払った場合は、規則で定めるところにより、その申請に基づき、当該受給資格者に子ども医療費を支払うものとする。

3 第一項の規定による支払があつたときは、当該受給資格者に対し、子ども医療費の支払があつたものとみなす。

(平二四条例八・全改)

(届出の義務)

第八条 受給資格者は、第四条に規定する申請の内容に変更が生じたとき、又は医療費の給付の原因が第三者の行為によって生じたものであるときは、規則で定めるところにより速やかに町長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第九条 町長は、給付対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その額の限度内において、子ども医療費の全部若しくは一部を給付せず、又は既に給付した額に相当する金額を返還させることができる。

(平二四条例八・一部改正)

(不正利得の返還)

第十条 町長は、偽りその他不正の手段により子ども医療費の給付を受けたときは、その者からその給付を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(平二四条例八・一部改正)

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第十一条 子ども医療費の給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(平二四条例八・一部改正)

(施行事項)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成二十三年九月一日から適用する。

附 則 (平成二四年三月三〇日条例第八号)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 改正後の野辺地町子ども医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受けた医療の給付について適用し、施行日前に受けた医療の給付については、なお従前の例による。

附 則 (平成二四年六月一二日条例第一五号抄)

この条例は、平成二十四年七月一日から施行する。

別表（第三条関係）

（平二四条例八・平二四条例一五・一部改正）

扶養親族等又は子どもの数	所得額
〇人	二、三四二、〇〇〇円
一人	二、七二二、〇〇〇円
二人	三、一〇二、〇〇〇円
三人	三、四八二、〇〇〇円
四人	三、八六二、〇〇〇円
五人	四、二四二、〇〇〇円

備考

- 1 扶養親族等又は子どもの数が五人を超える場合の所得額は、扶養親族等又は子どもの数が五人の場合の所得額に扶養親族等又は子どもの数が一人増すごとに三十八万円加算した額とする。
- 2 所得税法に規定する老人控除対象配偶者若しくは老人扶養親族又は特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る。）をいう。以下同じ。）がある者についての所得額は、上記の金額に次の額を加算した額とする。
 - ① 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき十万円
 - ② 特定扶養親族等一人につき十五万円

○野辺地町子ども医療費給付条例施行規則

平成二十三年八月一日

規則第十八号

改正 平成二四年五月七日規則第七号

平成二七年一二月二八日規則第一六号

(趣旨)

第一条 この規則は、野辺地町子ども医療費給付条例（平成二十三年野辺地町条例第十号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(受給資格証の交付申請)

第三条 条例第四条第一項の規定による申請は、野辺地町子ども医療費受給資格証交付（更新）申請書（第一号様式）により行うものとする。

2 給付対象者（受給資格者が監護する子どもをいう。以下同じ。）が年齢六歳に達した日以後の最初の三月三十一日現在、野辺地町乳幼児医療費受給資格者（野辺地町乳幼児医療費給付条例（平成五年野辺地町条例第二十号）第四条第二項に規定する受給資格者をいう。）であった者は、前項の申請を省略することができる。

3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者の前年分（一月から六月までの申請の場合は、前々年分）の所得状況又は課税状況を証する書類
- 二 第五条で定める特別な理由がある場合にあつては、それを証する書類
- 三 その他町長が必要と認める書類

4 第一項の申請の際には、医療保険各法の被保険者又は被扶養者であることを証する被保険者証又は組合員証を提示しなければならない。

(受給資格証の交付等)

第四条 町長は、前条第一項の申請を受理した場合においては、遅滞なく給付の要件を審査し、その結果、受給資格者と認定したときは、野辺地町子ども医療費受給資格認定通知書（第二号様式）により、受給資格者と認定しないときは、野辺地町子ども医療費受給資格認定（更新）却下通知書（第三号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 条例第五条第一項の受給資格証は、野辺地町子ども医療費受給資格証（第四号様式）によるものとする。

3 受給資格証の有効期間は、給付対象者の誕生日の属する月の翌月の一日から翌年の誕生日の属する月の末日までとする。

4 助成の対象となる給付対象者が転入した者である場合においては、受給資格証の有効期間の始期を前項の規定にかかわらず転入の日とすることができる。

(平二四規則七・一部改正)

(災害による所得制限の特例)

第五条 条例第三条の規則で定める特別の理由は、保護者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財若しくはその他の財産について著しい損害を受けたと町長が認めたととき、又は保護者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院をしたときその他これらに類する事由があることにより町長が町民税の減免をしたときとする。

(受給資格証の更新等)

第六条 受給資格者は、給付対象者が年齢七歳、八歳、九歳、十歳、十一歳、十二歳、十三歳、十四歳及び十五歳に達したときは、野辺地町子ども医療費受給資格証交付（更新）申請書（第一号様式）により町長に更新申請しなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第五条で定める特別な理由がある場合にあつては、それを証する書類
- 二 受給資格証
- 三 その他町長が必要と認める書類

3 町長は、第一項の更新申請を受理した場合においては、遅滞なく給付の要件を審査し、その結果、受給資格者と認定したときは、受給資格証を添えて野辺地町子ども医療費受給資格認定通知書（第二号様式）により、受給資格者と認定しないときは、野辺地町子ども医療費受給資格認定（更新）却下通知書（第三号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(平二四規則七・一部改正)

(受給資格証の再交付)

第七条 受給資格者は、受給資格証をき損し、摩滅し又は亡失したときは、野辺地町子ども医療費受給資格証再交付申請書（第五号様式）を町長に提出して、その再交付を申請することができる。

2 受給資格者は、受給資格証をき損又は摩滅したことによって受給資格証の再交付を受けようとするときは、前項の申請書に当該受給資格証を添付しなければならない。

3 町長は、第一項の規定により再交付する受給資格証には、再交付の表示をするものとする。

る。

- 4 受給資格者は、受給資格証の再交付を受けた後において亡失した受給資格証を発見したときは、速やかに当該受給資格証を町長に返納しなければならない。

(子ども医療費の給付申請)

第八条 受給資格者は、条例第七条第二項の規定により子ども医療費の給付を受けようとするときは、医療の給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して四月以内に、野辺地町子ども医療費給付申請書（第六号様式）に医療機関の発行する領収書を添えて、町長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請の際には、受給資格証及び当該給付対象者の被保険者証又は組合員証を提示しなければならない。

(平二四規則七・一部改正)

(子ども医療費の給付決定等)

第九条 町長は、前条に規定する申請を受理した場合においては、遅滞なく給付要件を審査し、その結果、子ども医療費を給付することが適当と認めるときは、野辺地町子ども医療費給付決定通知書（第七号様式）により、子ども医療費を給付することが不適当と認めるときは、野辺地町子ども医療費給付却下通知書（第八号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(受給資格の変更等の届出)

第十条 条例第八条の規定による申請内容に変更が生じた場合の届出は、野辺地町子ども医療費受給資格変更（消滅）届（第九号様式）に受給資格証を添えて行わなければならない。

(損害賠償の届出)

第十一条 条例第八条の規定による医療費の給付の原因が第三者の行為によって生じた場合の届出は、損害賠償受給報告書（第十号様式）により行わなければならない。

(子ども医療費の返還)

第十二条 町長は、条例第九条又は第十条の規定により子ども医療費を返還させようとするときは、野辺地町子ども医療費返還通知書（第十一号様式）により、受給資格者又は偽りその他不正の手段により子ども医療費の給付を受けた者に対しその旨を通知するものとする。

(国民健康保険法の高額療養費等の申請及び給付)

第十三条 町長は、青森県国民健康保険団体連合会から送付された診療報酬請求書により、高額療養費の給付の対象となる子どもの保護者に高額療養費給付申請書（第十二号様式）

を提出させ、高額療養費給付額調書（第十三号様式）二部を添えて保険者に送付するものとする。

- 2 前項の高額療養費給付申請書を提出させるに当たっては、保護者から町長に対して高額療養費を受領する権限について委任させるものとする。
- 3 保険者は、保護者から第一項の規定による申請があったときは、速やかに給付額を決定し、その額を高額療養費給付額調書により町長に通知するとともに、高額療養費受領の受任者である町長に支払うものとする。
- 4 町長は、高額介護合算療養費の支給対象となる給付対象者の属する世帯の世帯主等に高額介護合算療養費の支給申請書を提出させるに当たっては、前二項の取扱いに準じ、高額介護合算療養費のうち給付対象者に係る分の受領について委任状（第十四号様式）により委任させ、保険者は、高額介護合算療養費受領の受任者である町長に支払うものとする。

（平二四規則七・追加）

（優先適用）

第十四条 助成の対象となる給付対象者に係る医療費が他の法令等による公費負担医療費制度の対象となるものである場合には、当該制度を優先して適用する。

（平二四規則七・追加）

（添付書類の省略）

第十五条 町長は、この規則の規定による添付書類により証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、当該添付書類の全部又は一部を省略させることができる。

（平二四規則七・旧第十三条繰下）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十三年九月一日から適用する。

附 則（平成二四年五月七日規則第七号）

この規則は、公布の日から施行し、平成二十四年四月一日から適用する。

附 則（平成二七年一二月二八日規則第一六号抄）

（施行期日）

第一条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

第1号様式(第3条関係、第6条関係)

野辺地町子ども医療費受給資格証交付(更新)申請書

年 月 日

野 辺 地 町 長 宛

(保護者)

住 所	野辺地町字
(フリガナ)	
氏 名	Ⓜ
個人番号	
電話番号	— —

野辺地町子ども医療費給付条例施行規則第3条第1項(第6条第1項)の規定により、下記のとおり申請します。

対 象 者	小・中 学生 学年 (歳)	(フリガナ)	生 年 月 日		受給資格証番号
		氏 名			
対 象 者	小・中 学生 学年 (歳)	(フリガナ)	生 年 月 日		受給資格証番号
		氏 名			
対 象 者	小・中 学生 学年 (歳)	(フリガナ)	生 年 月 日		受給資格証番号
		氏 名			

加 入 保 険	保険の種類	保険者	記号・番号	付加給付の有無
	国保 ・ 社保			有・無

第2号様式(第4条、第6条関係)

平成 年 月 日

〒

野辺地町字

様

野辺地町長 印

野辺地町子ども医療費受給資格認定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました野辺地町子ども医療費受給資格について審査の結果、受給資格があると認められましたので通知いたします。

なお、野辺地町子ども医療費受給資格証を下記のとおり同封いたします。

記

受給資格番号 野辺地町第 号

対象児童名	備考

【教示】

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、野辺地町長に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、野辺地町を被告として(野辺地町長が被告の代表者となります。)、提起することができます。ただし、処分のあったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に異議申し立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に提起しなければならないこととされています。

第3号様式(第4条・第6条関係)

平成 年 月 日

〒
野辺地町字

様

野辺地町長 印

野辺地町子ども医療費受給資格認定(更新)却下通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました野辺地町子ども医療費受給資格について審査の結果、下記の理由により受給資格がないと認められましたので通知いたします。

記

【理由】

- 野辺地町子ども医療費給付条例第3条により、対象所得制限を超えているため。
※ 別紙に所得制限限度額表を添付しましたので、ご確認ください。
- その他()

【教示】

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、野辺地町長に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、野辺地町を被告として(野辺地町長が被告の代表者となります。)、提起する事ができます。ただし、処分のあったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に異議申し立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に提起しなければならないこととされています。

野辺地町子ども医療費受給資格証									
公費負担番号									
受給資格証番号									
対象者氏名 (生年月日・年齢区分)		年 月 日 歳児							
世帯主名									
保護者氏名									
加入	種類								
保険	記号・番号								
有効期間		年 月 日 から							
		年 月 日 まで							
上記対象者の有効期限内における療養の給付にかかる一部負担金については、支払いを要しないことを証明します。 年 月 日 野 辺 地 町 長 印 ※ 入院時食事療養費は支払いが必要です。									

注 意 事 項

1. この受給資格証は、野辺地町子ども医療費給付条例に基づき子ども医療費を給付する証明書ですから大切に保管してください。
2. この受給資格証に記載されている対象者が、療養の給付を受けるときは、被保険者証又は組合員証とこの受給資格証を合わせて保険医療機関などの窓口に掲示することにより、保険適用分の医療費の支払いはありません。
3. 一部負担金を支払った場合は、その領収書を受領してください。後日その領収書を保護者の申請に基づき町から一部負担金の給付を受けることができます。
4. 医療保険の種類が変更になった時又は、有効期限が経過した時は、ただちにこの受給資格証を町にお返しください。
5. この受給資格証を破ったり、汚したり又は失ったりしたときは、再交付をしますから申し出てください。
6. 偽りその他不正の行為により、子ども医療費の給付を受けたときには返還していただくことになります。
7. 給付申請は、医療費の受領を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して4箇月以内とします。

第5号様式(第7条関係)

野辺地町子ども医療費受給資格証再交付申請書

平成 年 月 日

野 辺 地 町 長 殿

(保護者)

住 所 野辺地町字

(フリガナ)

氏 名

印

下記の理由により、野辺地町子ども医療費受給資格証の再交付を申請します。

受給資格番号	野辺地町第	号		
対象者名				
生年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
対象者名				
生年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
理 由	1. 受給資格証を失くしたため 2. 受給資格証のき損、摩滅が著しく使用に堪えないため 3. その他 ()			

(注意) き損、摩滅を理由として申請する場合は、現在の受給資格証を添付してください。

第6号様式(第8条関係)

野辺地町子ども医療費給付申請書

平成 年 月 日

野辺地町長 殿

(保護者)

住 所	野辺地町字
フリガナ	
氏 名	印
電話番号	— —

野辺地町子ども医療費給付条例施行規則第8条第1項の規定による平成 年 月 日の子どもの医療費の給付を申請します。

フリガナ 対象者名	生年月日	受給資格番号	
男	平成 年 月 日	野辺地町第 号	
女			
保 険 証	記号	保険種別	
記号・番号	番号	保険者	
支払金融機関	銀行	支店名義人	口座番号

医療 機 関 証 明 欄	保険診療 総点数 (入院時食事療養費を除く)	入院 外来 点(円)	地方負担 点	一部負担受領額 点 円
	上記の一部負担を受領したことを証明する。 医療機関などの 所在地・名称 開設者氏名 印			

一部負担額A	付加給付金B	受給者負担額C	給付決定額(A-B-C)
		円	

- ※ 太枠内は、保護者が記入してください。
- ※ 保険証が変更になった場合には、申し出てください。

第7号様式(第9条関係)

平成 年 月 日

〒

野辺地町字

様

野辺地町長

印

野辺地町子ども医療費給付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました野辺地町子ども医療費給付申請(平成 年 月分)について、下記のとおり決定したので通知します。

記

対象児童氏名	
給付額	
支払期日	平成 年 月 日
支払方法	

【教示】

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、野辺地町長に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、野辺地町を被告として(野辺地町長が被告の代表者となります。)、提起する事ができます。ただし、処分のあったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に異議申し立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に提起しなければならないこととされています。

第8号様式(第9条関係)

野辺地町子ども医療費給付却下通知書

平成 年 月 日

様

野辺地町長

印

平成 年 月 日付けで申請のありました野辺地町子ども医療費給付申請(平成 年 月分)について、下記の理由により給付できないので通知します。

記

【理由】

【教示】

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、野辺地町長に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、野辺地町を被告として(野辺地町長が被告の代表者となります。)、提起することができます。ただし、処分のあったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に異議申し立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に提起しなければならないこととされています。

第9号様式(第10条関係)

野辺地町子ども医療費受給資格変更(消滅)届

年 月 日

野 辺 地 町 長 宛

(保護者)

住 所	野辺地町字
フリガナ	
氏 名	印
個人番号	
電話番号	— —

次のとおり、野辺地町子ども医療費受給に関し、交付申請ならびに受給資格証の内容に変更がありましたので、野辺地町子ども医療費給付条例施行規則第10条の規定により、届けます。

保護者氏名	受給資格番号
変更・消滅理由	(1) 住所 (2) 氏名 (3) 対象者が加入している国民健康保険、社会保険等の被保険者又は組合員 (4) 対象者が加入している社会保険の保険者及びその所在地、名称 (5) その他()
変 更 前	
変 更 後	
変更・消滅年月日	年 月 日

- (注)1 変更・消滅理由欄の該当する数字を○で囲むこと。
2 受給資格証を添付すること。

第10号様式(第11条関係)

損害賠償受給報告書

平成 年 月 日

野辺地町長 殿

(保護者)

住 所	
フリガナ	
氏 名	印
電話番号	— —

下記のとおり損害賠償を受けましたので、報告します。

記

対象児童	住所	野辺地町字		
	氏名		生年月日	
	受給資格番号	野辺地町第 号		
損害賠償をした者	住所			
	氏名		生年月日	
	職業			
医療機関	名称			
	所在地			
	診療機関			
損害賠償を受けた内容				

第11号様式(第12条関係)

野辺地町子ども医療費返還通知書

平成 年 月 日
様

野辺地町長 印

先に給付した子ども医療費について、下記のとおり過誤給付が生じたので、速やかに返還してください。

記

1. 医療費

給付年月日	既給付額	新給付額	要返還額
平成 年 月 日	円	円	円

2. 返還理由

3. 返還金納付期限 平成 年 月 日

4. 返還方法

【教示】

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、野辺地町長に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に、野辺地町を被告として(野辺地町長が被告の代表者となります。)、提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して、60日以内に異議申し立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヵ月以内に提起しなければならないこととされています。

第12号様式(第13条関係)

高額療養費給付申請書
(平成 年 月 日)

① 被保険者証 の記号・番号		② 療養を受けた 被保険者の氏 名及び生年月 日	
③ 疾 病 症			
④ 診療を受けた病院 診療所、薬局等の 名称及び所在地	名 称		
	所在地		
⑤ ④の疾病等で療養 を受けた期間		⑥ ⑤の機関に受 けた療養に対し医 療機関に支払った 額	円
⑦ 振込銀行及び 口座番号			

上記のとおり申請します。

また、上記申請の高額療養費の受領方を下記の者に委任します。

平成 年 月 日

住所

保護者

氏名

印

住所

受任者

氏名

印

保険者 野辺地町長 様

第13号様式(第13条関係)

高額療養費給付額調書

被保険者の 記号・番号	医療機関名	医療を受けた 者の氏名	診療月	高額療養費 給付額	備考

上記のとおりです。
平成 年 月 日

保険者 印

野辺地町長 様

- (注) 1 町長は、高額療養費給付額欄を除き記入する。
2 保険者は、高額療養費給付額欄に記入の上、町長に送付する。
3 2部提出すること。

第14号様式(第13条関係)

委 任 状

私は、 年 月 日に支給申請する高額介護合算療養費のうち野辺地町子ども医療費の給付対象者に係る分の受領方を下記の者に委任します。

平成 年 月 日

住所
保護者
氏名 印

住所
受任者
氏名 印

保険者 野辺地町長 様

第1号様式（第3条関係、第6条関係）

（平27規則16・全改）

第2号様式（第4条、第6条関係）

（平24規則7・全改）

第3号様式（第4条・第6条関係）

（平24規則7・全改）

第4号様式（第4条関係）

（平24規則7・全改）

第5号様式（第7条関係）

（平24規則7・全改）

第6号様式（第8条関係）

（平24規則7・全改）

第7号様式（第9条関係）

（平24規則7・全改）

第8号様式（第9条関係）

（平24規則7・全改）

第9号様式（第10条関係）

（平27規則16・全改）

第10号様式（第11条関係）

（平24規則7・全改）

第11号様式（第12条関係）

（平24規則7・全改）

第12号様式（第13条関係）

（平24規則7・全改）

第13号様式（第13条関係）

（平24規則7・追加）

第14号様式（第13条関係）

（平24規則7・追加）